



する場合には、申請人は、その申請情報と併せて登記義務者（政令で定める登記の申請にあつては、登記名義人）の登記識別情報提供しなければならないとしています。

もつとも、法第22条のただし書の規定は、法第21条ただし書の規定により登記識別情報が通知されなかつた場合その他の申請人が登記識別情報を提供することができないことににつき正當な理由がある場合は、提供することを要しないとしています。この「登記識別情報を提供することができないことににつき正當な理由がある場合」とは、登記識別情報が通知されなかつた場合（法第21条ただし書、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第64条第1項各号）、登記識別情報の失効の申出に基づき登記識別情報が失効した場合、登記識別情報を失念した場合、登記識別情報を提供することにより登記識別情報を適切に管理する上で支障が生ずることとなる場合、登記識別情報を提供したとすれば当該申請に係る不動産の取引を円滑に行うことができないおそれがある場合とされています（不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日法務省民二第456号民事局長通達）第42条第1項）。

また、法第63条に規定する判決による登記及び相続又は法人の合併による権利の移転の登記は、単独で申請することができます、登記識別情報の提供は要しないとされています（判決による登記については、令第8条第1項ただし書参照）し、官公署の嘱託による登記等についても、登記識別情報の提供を要しないものがあります。

さらに、法第23条は、法第22条に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により登記識別情報を提供することができないときは、当該申請の内容が真実であることを確認するための事前通知を登記義務者に送付し、その確認を行つた上で、登記をすることを規定しています。

3 ところで、本件に類似する先例等として、①破産管財人が裁判所の許可を得て破産者所有の不動産を売却し、その所有權の移転の登記の

申請をする場合、②相続財産法人の相続財産管理人が家庭裁判所の権限外行為許可書を提供して相続財産法人を登記義務者として売買を原因とする所有權の移転の登記を申請する場合には、いずれも、登記識別情報の提供は要ないとされています（昭和34年5月12日付け民事甲第92号民事局长回答、質疑応答7661）。

この二つの先例等からすると、裁判所が選任した者が申請人であること、当該不動産の処分に関する裁判所の許可書が併せて提供されていることの二つの要件を満たす場合には、登記識別情報の提供を不要としているものと考えられます。これは、本誌694号のカウンター相談においても述べられているように、登記識別情報の提供を求める趣旨は、登記の申請が登記義務者の真意に基づくものであることを担保するということであり、裁判所から選任された者が裁判所の許可書を添付して申請した場合には、虚偽の登記の申請のおそれがないと考えられることがあります。

そして、前記の各要件をいはずれも満たしている場合において、登記識別情報が提供されないとときは、当然のことながら事前通知等も要しないことになりますが、このことは、裁判所の許可を得てその許可書を添付して申請されていることに鑑みれば、判決による登記と同様に考えることもできます。

4 以上を本件に当てはめて考えてみた場合には、成年後見人が家庭裁判所から選任されていること（民法第843条第1項）、成年後見人がする成年被後見人の居住用不動産の処分について家庭裁判所の許可を得ていることから、前記の二つの要件に当てはまるものと考えられます。

したがつて、本件においては、登記識別情報の提供は不要であり、事前通知等も不要と考えます。